

## 届出が必要なとき

### 北谷町外へ転出するとき

町外へ転出の際は受給資格者証を必ず北谷町保健相談センターへご返却ください。資格喪失届の手続を行う必要があります。**転出後に受給資格者証を使用された場合は、当該医療費を町に返還していただくこととなります。**

### 転職されたとき

健康保険証に変更があった場合は届出をしてください。  
必要なもの：保険証、受給資格者証、印鑑

### ご加入の健康保険から高額療養費や附加給付金が支給される時

受給資格者証を使用された医療費に対し、ご加入の健康保険から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、町に届出をしてください。すでに高額療養費や附加給付金が支給されている場合は、支給された分に関して医療費を町に返還することになります。



## ご協力ください

### 住所・健康保険に変更があったとき

病院・薬局などの窓口にて、その旨を伝えてください。

### 高額な医療を受けるとき

入院などで医療費が高額になるときは、『限度額適用認定証』を医療機関等の窓口にご提示ください。提示がない場合、「①窓口無料方式」や「②自動申請方式」による助成ができないことがあります。  
※『限度額適用認定証』はご加入の健康保険への交付申請が必要です。医療機関で精算される前に交付を受けてください。

### 学校の管理下でケガ等をされたとき

学校管理下での負傷、疾病等については、受給資格者証を使用せずに、各学校で加入している「災害共済給付制度」をご利用ください。条件により制度対象外の場合のみ、こども医療費助成の対象となります。「災害共済給付制度」の申請・お問い合わせは各学校までお願いします。

※ 医療費助成金の財源は町民の皆様の貴重な税金です。医療機関の適正受診にご協力ください。  
例) お薬手帳の活用、日中の一般診療での受診等

## 小児救急電話相談窓口 「#8000」

小児科医師・看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院などのアドバイスを受けられます。救急外来は、緊急の患者さんが多く利用しています。救急医療を利用すべきか迷ったとき、ぜひご利用ください。

(利用時間：毎日、午後7時～翌朝8時)  
土日・祝日・年末年始は24時間対応

R4.10～

## 北谷町 こども医療費助成制度

令和4年10月1日診療分から

高校生世代まで  
医療費が無料になります



### 【注意】

受給資格者証ご使用の前に必ず内容をご確認ください。使用方法によって、返還金等が生じる場合があります。

お問い合わせ先  
北谷町保健相談センター  
電話098-936-4336

日時 月～金曜日(祝祭日・閉庁時を除く)  
午前9時00分～午後5時00分  
(正午から午後1時を除く)

## こども医療費助成について

### 対象者

北谷町に住所を有し、かつ健康保険に加入している高校生世代までのこども。  
(※生活保護や、その他の制度で助成を受けることができる人を除きます。)

### 対象期間

資格取得日から18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。

### 助成を受けるためには

あらかじめ受給資格者証(ピンク色)の交付を受ける必要があります。次のようなときに手続きしてください。

- 赤ちゃんが誕生した
- 北谷町へ転入した

### 受給資格者証申請に必要なもの

- 対象こどもの健康保険証
- 保護者名義の通帳
- 被保険者のマイナンバー(通知書も可)

## 支給申請の方法について

### ①窓口無料方式(現物給付方式)

病院・薬局などでの保険医療による自己負担分を窓口で支払うことなく、無料で医療を受けられます。

#### 利用するためには

毎回必ず「受給資格者証」に健康保険証を添えて医療機関窓口にご提示ください。窓口無料方式に対応できる医療機関等について、沖縄県のホームページで公開しています。※受診前に確認!!

 沖縄県 こども医療 で検索!

※次の場合は②か③の方式で申請してください。  
・医療機関等が窓口無料方式に対応していない  
・入院時の食事療養費負担額

### ②自動申請方式(自動償還方式)

窓口無料方式に対応していない病院・薬局などでの申請方法になります。医療機関の窓口で支払を済ませると、後日、保護者の指定口座へ自動で振り込まれます。

#### 利用するためには

毎回必ず「受給資格者証」に健康保険証を添えて医療機関窓口にご提示ください。

#### 助成方法

助成金は、診療月の翌々月の最終木曜日に口座振込を原則とします(休日の場合は1週前の木曜日)。なお、医療機関等への照会で振込月が遅延する場合もございますのでご了承ください。

また、振込通知は行っておりませんので、通帳の記帳を行いご確認ください。

支給申請の方法は3種類あります。適宜、いずれかをお選びください。

### ③窓口申請方式

病院・薬局などの領収書を直接、北谷町役場へ提出する方式です。以下の場合にご利用ください。

- ・医療機関等が①及び②の方式に対応していない
- ・県外での受診
- ・受給資格者証を提示しなかった
- ・コルセットなど治療用具(補装具)作成

#### 申請先

北谷町保健相談センター

#### 必要なもの

- 領収書
- 受給資格者証
- その他必要書類(限度額適用認定証、限度額超過分の支給決定通知書等)

#### 受付期間

受診の翌月以降から2年以内  
(例)4月受診した分の領収書は、翌々年の4月末日まで

#### 助成方法

申請月の翌月の最終木曜日に口座振込を原則とします。

#### ご注意ください

#### 限度額を超える医療費を支払われた方

予めご加入の健康保険に申請し、『支給決定通知書等の入金額が証明できるもの』をお持ちください。なお、お問合せはご加入の健康保険へお願いします。

#### 治療用装具を作成された方

予めご加入の健康保険に申請し、『支給決定通知書等の入金額が証明できるもの』と『医師の証明書』と『領収書』をお持ちください(写し可)。

#### 保険証を提示せず10割(全額)支払われた方

予めご加入の健康保険に申請し、『支給決定通知書等の入金額が証明できるもの』をお持ちください。

#### 助成できるもの

- ・保険医療による自己負担分
- ・入院時の食事負担金
- ・療養費払い(補装具等)の保険診療分
- ・未熟児養育医療費の自己負担分
- ※ただし高額療養費・附加給付金、災害給付制度等の適用分は除きます。

#### 助成できないもの

- ・保険適用外の医療費
- ・健康診断
- ・予防接種
- ・お薬等の容器代
- ・入院時のベッド代や個室代等